

今週の専門用語



税と会計の分離

法人税法は、株主総会の承認を受けた決算書の当期利益をベースに、「別段の定め」に基づき種々の加・減算を行う確定決算主義を建前とする。それを端的に示す損金経理要件のもとでは、会計上費用にしていないものは損金算入もできない。一方、国際会計基準の導入で、税と会計が別々の経理処理を行う「税と会計の分離」が加速しそうだが、損金経理要件は、会計上の決算を良く見せる一方で節税を図りたい企業の欲求を抑制し、粉飾決算を防止するとの意見もある。

独立役員届出書の集計結果

東証では、独立役員の確保等の義務付けに伴い、独立役員届出書の一斉届出期日（平成22年3月31日）より前から「独立役員届出書一覧」を作成、届出・受理状況を公表した（現在も更新中）。その後、5月14日までの提出分を20日付で、7月16日までの提出分を21日付で「独立役員届出書の集計結果」として公表。これらでは開示加重要件に該当する独立役員の属性集計等のほか、7月分では親会社を有する上場会社に未確保会社が多いとする分析等も示している。

神奈川県臨時特例企業税

神奈川県が資本金等5億円以上の法人を対象に平成13年8月1日以後開始事業年度から法定外普通税として導入したもの（平成21年3月期で廃止）。繰越欠損金の控除制度により、当年度が黒字にもかかわらず法人事業税を納めていない企業が対象とされたもので、法人事業税の所得金額の計算上、損金に算入することとされている欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合の所得金額に対して3%の税率で課していた（平成16年度から1%引下げ）。

From 編集室

◆週末には立秋。大暑前後から見舞われてきたこの暑さも暦どおり転じてくれるだろうか。臨時国会の熱戦は今週中に終了し、政権の帰趨も大方決せられるだろう。◆今号は高裁判決で神奈川県の逆転勝訴となった臨時特例企業税に係る判決の評釈と、いわゆるゴーイング・コンサーン注記の3月期決算会社における記載紹介を中心に構成した。前者は自動車会社側が上告中で最高裁の判断が待たれる。◆後者は改正を経て、平成21年3月期有報の重点審査の対象ともなっていた。実務対応とともに提出会社の直近の状況について参考とされた。なお、平成22年3月期の重点審査は行われない見込みだ。(B)

週刊T&Amaster 第365号

2010年8月2日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp